

IV 府内総生産（支出側）（名目）

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
<p>1 民間最終消費支出</p> <p>(1) 家計最終消費支出</p> <p>① 家計調査法</p>	<p>(1) 家計最終消費支出 + (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出</p> <p>世帯を2人以上世帯と単身者世帯に分け、それぞれの世帯数に世帯あたりの10大費目別(※)消費支出額を乗じて求める。ただし、家賃、乗用車購入額及び医療費(自己負担分)等は家計調査法で的確に把握できないため、ここでの推計対象から控除し②直接推計法により推計する。また、贈与金・仕送金等の消費支出とみなされない品目は推計対象から控除する。</p> <p>※消費支出の10大費目：</p> <p>①食料 ②被服及び履物 ③光熱・水道 ④住居 ⑤家具・家事用品 ⑥保健医療 ⑦交通・通信 ⑧教育 ⑨教養娯楽 ⑩その他の消費支出</p> <p>ア 2人以上世帯の消費支出額</p> <p>= (7) 世帯あたり10大費目別消費支出 × (イ) 世帯数 × (ウ) 人員調整係数 × (エ) 2人以上世帯の修正率</p> <p>(7) 世帯あたり10大費目別消費支出額</p> <p>家計調査(大阪市)の世帯あたり年間消費支出額。 現物総額を費目別に配分する。その他の消費支出中「こづかい・つきあい費」を該当すると考えられる品目に配分する。配分比率は『消費者物価指数の解説』(総務省)の「家計調査集計項目の指数品目への分割統合」の注釈「こづかい・つきあい費の配分」により算出する。</p> <p>(イ) 世帯数</p> <p>国勢調査「一般世帯総数」-「一般世帯のうちの1人世帯」 中間年については府統計課推計の世帯数を参考に補間・補外して推計する。</p> <p>(ウ) 人員調整係数</p> <p>家計調査の1世帯あたり人員と国勢調査の1世帯あたり人員が異なるため、後者のベースに合わせるための係数を掛ける。</p> <p>(エ) 2人以上世帯の修正率</p> <p>サンプル数の過少による家計調査の標本誤差を補正するため、5年に1回実施される全国消費実態調査を基礎にして費目別消費支出額を修正する。</p> <p>イ 単身者世帯の消費支出額</p> <p>= (7) 単身者一人あたり10大費目別消費支出額 × (イ) 単身者数 × (ウ) 単身者世帯の修正率</p> <p>(7) 単身者一人あたり10大費目別消費支出額</p> <p>5年毎に実施される全国消費実態調査の費目別消費支出を基礎にして中間年を家計調査(全国)で補間する。</p> <p>(イ) 単身者数</p> <p>国勢調査の「一般世帯のうちの世帯人員が1人の世帯」+「施設等の人員総数」を使う。中間年は府統計課の毎月推計人口の世帯数を参考に補間・補外して推計する。</p> <p>(ウ) 単身者世帯の修正率</p> <p>5年毎に実施される全国消費実態調査の費目別伸び率と、毎月実施される家計調査の費目別伸び率は必ずしも一致しない。伸び率を全国消費実態調査に合わせるため10大費目別の修正率を算出する。</p>	<p>家計調査(総務省)</p> <p>国勢調査(総務省) 毎月推計人口 (府統計課)</p> <p>全国消費実態調査 (総務省)</p> <p>全国消費実態調査 (総務省) 家計調査(総務省)</p> <p>国勢調査(総務省) 毎月推計人口 (府統計課)</p>

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
② 直接推計法	<p>ア 家計調査法で捕捉していないと考えられる項目（加算）</p> <p>(7) 個人的消費 家計調査における脱漏分である、世帯主のこづかい、親がかり世帯員の勤務先収入からの支出等を推計する。一世帯当たり消費支出額×2人以上世帯数×漏れ率（費目別の配分は①ア-(7)と同様。）</p> <p>(イ) 金融機関の帰属サービス（その1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険のサービス料（生命保険の産出額を計上） ・ 年金基金のサービス料（年金基金の算出額を計上） ・ 証券手数料（国の当該値×分割比率〔対全国比：全国消費実態調査報告の一世帯当たり有価証券額×世帯数〕） <p>イ 家計調査法での確な捕捉をしていないと考えられる項目（控除後加算）</p> <p>(7) 家賃 借家の支払い家賃と持家の帰属家賃の合計である。持家の家賃単価（床面積当たり）は借家の平均家賃単価を使う。 推計式＝住宅床面積×単価（1㎡当たり家賃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅・土地統計調査の実施年（5年毎） 住宅床面積＝居住専用床面積＋居住併用床面積 単価（1㎡当たり家賃）＝住宅種類別に求めそれぞれの床面積で加重平均し、権利金比率を乗じる。 ・ 中間年 住宅床面積＝住宅土地統計調査の数値を建築着工統計の数値で補外・補間 単価＝住宅土地統計調査の数値を消費者物価指数で補外・補間 <p>(イ) 設備修繕費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2人以上世帯 （家計調査全世帯一世帯当たり設備修繕・維持費－火災保険料）×自己負担率(1/3)×2人以上世帯数 ・ 単身者世帯数 （家計調査全世帯一世帯当たり設備修繕・維持費－火災保険料）×自己負担率(1/3)×単身者世帯数 <p>(ウ) 不動産あっせん料 不動産仲介業の産出額×（不動産仲介及び賃貸業の家計消費支出÷不動産仲介及び賃貸業の府生産額）</p> <p>(イ) 金融機関の帰属サービス（その2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非生命保険のサービス料 ＝非生命保険の産出額×非生命保険料純保険料家計分÷非生命保険料総額 ・ 火災保険のサービス料 ＝非生命保険のサービス料×全国消費実態調査(火災保険料÷保険料計) ・ 損害保険のサービス料 ＝非生命保険のサービス料×全国消費実態調査(損害保険料÷保険料計) ・ 自動車保険のサービス料 ＝非生命保険のサービス料×全国消費実態調査(自動車保険料÷保険料計) <p>(オ) 乗用車購入額 （新車自家用乗用車税額 × 個人分比率 ÷ 税率） ＋（新車軽自動車税額 × 個人分比率 ÷ 税率） ＋（中古車マージン額（全国値）×中古車登録台数（対全国比））</p> <p>(カ) 医療費（自己負担分） 総医療費のうち自己負担分を計上する。 (キ) 介護費（自己負担分） 総介護費のうち自己負担分を計上する。</p> <p>ウ 家計調査に含まれるが家計最終消費支出として計上しない項目（控除） 国立学校特別会計用途指定寄付金受入（家計分は受入額×1/2）</p>	<p>（生産系列） 関係指標 全国消費実態調査 （総務省）</p> <p>住宅・土地統計調査 （総務省）</p> <p>建築着工統計 （国土交通省） 消費者物価指数年報 （総務省）</p> <p>家計調査（総務省）</p> <p>（生産系列） 大阪府産業連関表 （府統計課）</p> <p>（生産系列） 全国消費実態調査 （総務省） 直接照会</p> <p>直接照会 関係指標</p> <p>財政状況調査 （府統計課）</p>

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
(2) 対家計民間非営利 団体最終消費支出	対家計民間非営利サービス生産者の自己消費（産出額－商品・非商品販売）を計上する。	（生産系列）
2 政府最終消費支出	<p>ア 政府サービス生産者の自己消費 + イ 家計への移転的支出</p> <p>ア 政府サービス生産者の自己消費 = (7)産出額－(イ)商品・非商品販売</p> <p>(7) 産出額 = 生産系列より</p> <p>(イ) 商品・非商品販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国出先機関 <ul style="list-style-type: none"> 貴金属等売払代+A+B+授業料及入学検定料+C+矯正官署作業収入+D+雑入のうち非商品販売 <ul style="list-style-type: none"> A 建物物件機械貸付料 <ul style="list-style-type: none"> = 国有財産貸付収入－土地及水面貸付料－公務員宿舍貸付料 B 寄宿料、入場料等収入＝国有財産使用収入－版權及特許権等収入 C 受託調査試験及役務収入 <ul style="list-style-type: none"> = 受託調査試験及役務収入－受託調査及試験収入等 D 物品売払収入＝物品売払収入－不用品売払代 ・ 大阪府 <ul style="list-style-type: none"> (使用料-公営住宅使用料)+国庫支出金委託金その他+雑入その他からのもの ・ 市町村 <ul style="list-style-type: none"> 普通会計分+公共下水道分 <ul style="list-style-type: none"> 普通会計分=使用料(公営住宅使用料を除く)+国庫支出金委託金その他+府支出金委託金その他+受託事業収入民間からのもの+諸収入雑入その他+A <ul style="list-style-type: none"> A 建物賃貸料:大阪府は決算書より、他市町村は財産運用収入に大阪市の建物賃貸料/財産運用をかける 公共下水道分=営業収益(広域下水道組合を含む) <p>イ 家計への移転的支出 = (7) + (イ) + (ウ)</p> <p>(7) 総医療費のうち社会保障基金からの給付分 払戻しによる社会保障給付(高額医療・出産給付金等) + その他の現物社会給付(医療保険給付分、老人保健給付分、後期高齢者医療保険給付分等)</p> <p>(イ) 総介護費のうち社会保障基金からの給付分</p> <p>(ウ) 医療費以外の現物給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書購入費 ・ 戦傷病者等無賃乗車船等負担金 	<p>（生産系列）</p> <p>財政状況調査 （府統計課） 関係指標 直接照会</p> <p>地方財政状況調査 （府財政課） 地方公営企業決算状況 （自治大阪） 大阪府決算書 府内市町村決算状況 （自治大阪） 大阪市決算書 大阪市下水道決算書</p> <p>直接照会</p>
<p>3 府内総資本形成</p> <p>(1) 総固定資本形成</p> <p>① 民間</p>	<p>民間(住宅+企業設備)+公的(住宅+企業設備+一般政府)</p> <p>ア 住宅 = (7)住宅投資総額－(イ)公的住宅</p> <p>(7)住宅投資総額=(住宅投資総額(全国)×居住用建築物工事額(大阪府÷全国))</p> <p>(イ)公的住宅:②-ア 参照</p> <p>イ 企業設備</p> <p>(7)製造業 =</p> $\text{従業員30人以上の事業所の有形固定資産新規取得額} \times \left[1 + \frac{\text{製造品出荷額等総額(従業員29人以下)}}{\text{製造品出荷額等総額(従業員30人以上)}} \right] \times \text{年度換算比}$ <p>— 府内居住製造業併用建築物住宅分投資額+ソフトウェア額（生産系列）</p>	<p>建設総合統計年度報 （国土交通省） 建設投資見通し(〃) 建築統計年報(〃)</p> <p>大阪の工業 （府統計課）</p> <p>（生産系列）</p>

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
<p>② 公的</p> <p>(2) 在庫品増加</p> <p>① 民間企業</p>	<p>$\text{府内居住製造業併用建築物住宅分投資額} = \text{府内住宅投資額} \times [(\text{府内居住産業併用建築物工事費予定額} \times \text{居住産業併用建築物住宅率}) \div (\text{府内居住専用建築物工事費予定額} + \text{府内居住産業併用建築物工事費予定額} \times \text{居住産業併用建築物住宅率})] \times (\text{全国居住製造業併用建築物工事費予定額} \div \text{全国居住産業併用建築物工事費予定額})$</p> <p>(イ) その他の産業 産業別民間設備投資額(ソフトウェア額加算済) × 総生産の対全国比 (府 ÷ 全国)</p> <p>(ウ) 対家計民間非営利団体 設備投資額(ソフトウェア額加算済) × 従業員数の対全国比 (大阪府 ÷ 全国)</p> <p>ア 住宅</p> <p>(ア) 国出先機関 住宅建設費(一般会計+企業会計) + 建設仮勘定の住宅建設費(企業会計)</p> <p>(イ) 大阪府分 普通建設事業費(補助事業費+単独事業費) - 土地購入・補償費</p> <p>(ウ) 市町村分 大阪市(補助事業費+単独事業費-用地取得費) + 他市町村(同)</p> <p>イ 企業設備</p> <p>(ア) 国出先機関 有形固定資産の新規購入・新設 - 控除額 控除額 = 土地購入・補償費 + 住宅建設費 + 建設仮勘定(土地購入・補償費 + 住宅建設費)</p> <p>(イ) 大阪府 水道事業+工業用水道事業(工業用水道事業+臨海工業用水道事業) + 宅地造成事業(臨海土地造成事業+その他造成事業) + 市場事業</p> <p>(ウ) 大阪市分 水道事業+工業用水道事業+港営事業+中央卸売市場事業+高速鉄道事業(高速鉄道事業+その他固定資産+共用) + 自動車運送事業(自動車事業+共用) 各々の事業の資本形成 = 当年度増加額 - 建設仮勘定改良工事当年度減少額 - 土地当年度増加額</p> <p>(エ) 市町村分 上水道事業(法適用)(建設改良費 - 有形固定資産のうち土地(当年度値 - 前年度値)) + 自動車運送事業(法適用)(建設改良費 - 有形固定資産のうち土地(当年度値 - 前年度値)) + 宅地造成事業(法適用+法非適用) + 簡易水道事業(法非適用) + と畜事業(法非適用) + 索道事業(法非適用) + 市場+駐車場事業(法非適用)</p> <p>(オ) ソフトウェア額 ソフトウェア産出額(大阪府 ÷ 全国) × 大阪府の公的のソフトウェア比率 - 一般政府のソフトウェア総額(ウのソフトウェア額計) 大阪府の公的のソフトウェア比率 = 産業連関表の公的ソフトウェア額 ÷ 産業連関表の(公的+民間)ソフトウェア額</p> <p>ウ 一般政府(住宅を除く新規取得資産)</p> <p>(ア) 国出先機関(ソフトウェア額を含む)</p> <p>(イ) 大阪府(ソフトウェア額を含む)</p> <p>(ウ) 大阪市(ソフトウェア額を含む)</p> <p>(エ) 市町村(ソフトウェア額を含む)</p> <p>ア 製造業</p> <p>実質在庫品増加 = 実質年末在庫 - 実質年初在庫 実質年末在庫 = (年末在庫 ÷ 年末産出物価指数) 実質年初在庫 = (年初在庫 ÷ 年初産出物価指数) 名目在庫品増加 = 実質在庫品増加 ÷ 年平均産出物価指数</p>	<p>関係指標 国民経済計算年報(内閣府) 関係指標 経済センサス 事業所・企業統計(総務省)</p> <p>財政状況調査</p> <p>地方財政状況調査(府財政課) 市町村決算の状況(自治大阪)</p> <p>財政状況調査(府統計課)</p> <p>地方公営企業決算状況(自治大阪)</p> <p>大阪市決算書 地方公営企業決算状況(自治大阪)</p> <p>国民経済計算年報(内閣府) 大阪府産業連関表(府統計課)</p> <p>大阪の工業(府統計課) 物価指数月報(日本銀行)</p>

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
②公 的 (公的企業・一般政府)	<p>イ 製造業以外の産業 国の在庫品増加の値を按分して計上。 ただし、電気ガス業については次の推計による。 (電気業国在庫品増加×[電力貯蔵品残高÷全国10電力会社貯蔵残高]×発電量(大阪府内÷全社) + [ガス業国在庫品増加 ÷ ガス全国私営事業者計流動資産残高])</p> <p>ア 農林水産業 国[近畿中国森林管理局]</p> <p>イ 製造業 国[造幣局]+市町村[宅地造成(法適用)(増加額)]</p> <p>ウ 卸業 国[国立印刷局+大阪農政事務所]+大阪市[中央卸売市場(増加額)]</p> <p>エ 運輸・通信業 国[企業会計在庫品増減計-農林水産業-製造業-卸業]+大阪市[港営事業(増加額)+高速鉄道事業(増加額)+自動車運送事業(増加額)]+他市町村[自動車運送事業(法適用)(増加額)]</p> <p>オ 水道業 大阪府[水道事業(増加額)+工業用水道事業(増加額)+臨海工業用水道事業(増加額)] +大阪市[水道事業(増加額)+工業用水道事業(増加額)]+他市町村[上水道事業(増加額)]</p>	<p>関係指標 電気事業便覧 (電気事業連合会) ガス事業年報 (資源エネルギー庁)</p> <p>財政状況調査 (府統計課) 地方公営企業決算状況 (自治大阪) 大阪市決算書</p>
4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合 (1) 財貨・サービスの移出入 (2) (控除)財貨・サービスの移入 (3) 統計上の不突合	<p>各産業産出額(生産系列)×輸移出率 (各産業中間投入額+民間最終消費支出額+政府最終消費支出額+県内総資本形成額)×輸移入率 輸移出率、輸移入率は大阪府産業連関表より算出。 府内総生産(生産側)- (民間最終消費支出+政府最終消費支出+府内総資本形成+移出入(純))</p>	<p>大阪府産業連関表 (府統計課)</p> <p>(生産系列)</p>
5 府外からの要素所得(純)	府民所得-府内要素所得(純生産)	

V 府内総生産(支出側)(実質)

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
1 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	<p>名目府内総支出の構成項目それぞれに対応するデフレーターで実質化する。実質府内総支出は、各構成項目の実質値の合計として求められる。デフレーターの基準年次は『国民経済計算』の固定方式の基準年次に一致する。(平成12年基準)</p> <p>10大費目別消費者物価指数(大阪市)を基礎に実質化を行う。</p> <p>国の当該項目のインプリシットデフレーターを用いて実質化を行う。</p>	<p>消費者物価指数年報 (府統計課) 国民経済計算年報 (内閣府)</p>
2 政府最終消費支出	国の当該項目のインプリシットデフレーターを用いて実質化を行う。	国民経済計算年報(II)
3 府内総資本形成 (1) 総固定資本形成 (2) 在庫品増加	<p>民間住宅、民間企業設備、公的住宅、公的企業設備、一般政府に分けて、国の当該項目のインプリシットデフレーターを用いて実質化を行う。 ={当期末の名目在庫品残高÷国民経済計算のデフレーター} - {前期末の名目在庫品残高÷国民経済計算のデフレーター}</p>	国民経済計算年報(II)
4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合 (1) 財貨・サービスの移出入 (2) (控除)財貨・サービスの移入 (3) 統計上の不突合	<p>移出・移入については、国内企業物価指数で実質化を行う。 輸出・輸入については、輸出物価指数・輸入物価指数で実質化を行う。</p> <p>府内総支出(統計上の不突合を除く)のインプリシットデフレーターによって実質化を行う。</p>	物価指数月報 (日本銀行)
6 府外からの要素所得(純)	府内総支出(統計上の不突合を含む)のインプリシットデフレーターによって実質化を行う。	

